

大田区立小池小学校 私的端末の使用に関する学校ルール

- 1 教職員は、更衣室及び職員室以外に私物の情報機器(スマートフォンタブレット端末、ノート PC 等)を持ち込まない。
- 2 教育活動において、やむを得ず私物の情報機器(スマートフォンタブレット端末、ノート PC 等)を使用することが必要になる場合は、事前に管理職に相談を行い、許可を得る。
- 3 教職員は、児童の姿を私物のスマートフォン等で撮影してはいけない。
(ただし、移動教室等、代替の手段がない場合に管理職の許可のもと行うものを除く。)
- 4 その他、使用が考えられるケースについては、その都度、事前に管理職に相談し、判断を仰ぐこととする。

以上のルールを全教職員が厳守し、こどもの安心・安全を守ります。

令和8年8月28日 大田区立小池小学校